変更した事項
名称　平土野港沖北防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県大島郡天城町（防波堤（沖）（北）外端）
北緯　二七―四八―四八
東経　一二八―五三―一四
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・二メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十四年三月五日

○海上保安庁告示第九十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　青戸大橋橋梁灯（C二灯）
位置
所在地　青戸大橋橋梁灯（C二灯）の南西方約一七メートル
北緯　三五―二九―一四
東経　一三五―三七―三三
廃止年月日　平成二十四年三月六日

名称　青戸大橋橋梁灯（L二灯）
位置
所在地　福井県和田港（犬見埼の南南西方約一六〇メートル）
北緯　三五―二九―一五
東経　一三五―三七―三三
廃止年月日　平成二十四年三月六日

名称　青戸大橋橋梁灯（R二灯）
位置
所在地　青戸大橋橋梁灯（C二灯）の北東方約一七メートル
北緯　三五―二九―一五
東経　一三五―三七―三三
廃止年月日　平成二十四年三月六日

名称　青戸大橋橋梁灯（C三灯）
位置
所在地　福井県和田港（犬見埼の南南西方約一一〇メートル）
北緯　三五―二九―一五
東経　一三五―三七―三五
廃止年月日　平成二十四年三月六日

名称　青戸大橋橋梁灯（L三灯）
位置
所在地　青戸大橋橋梁灯（C三灯）の南西方約一九メートル
北緯　三五―二九―一五
東経　一三五―三七―三五
廃止年月日　平成二十四年三月六日

名称　青戸大橋橋梁灯（R三灯）
位置
所在地　青戸大橋橋梁灯（C三灯）の北東方約一九メートル
北緯　三五―二九―一六
東経　一三五―三七―三五
廃止年月日　平成二十四年三月六日

名称　青戸大橋橋梁灯（P一灯）
位置
所在地　青戸大橋橋梁灯（C二灯）の南西方約一三メートル
北緯　三五―二九―一四
東経　一三五―三七―三三
廃止年月日　平成二十四年三月六日

名称　青戸大橋橋梁灯（P三灯）
位置
所在地　青戸大橋橋梁灯（C三灯）の南西方約一五メートル
北緯　三五―二九―一五
東経　一三五―三七―三五
廃止年月日　平成二十四年三月六日

名称　青戸大橋橋梁灯（P四灯）
位置
所在地　青戸大橋橋梁灯（C二灯）の北東方約二三メートル
北緯　三五―二九―一五
東経　一三五―三七―三四
廃止年月日　平成二十四年三月六日

名称　青戸大橋橋梁灯（P五灯）
位置
所在地　青戸大橋橋梁灯（C三灯）の北東方約二五メートル
北緯　三五―二九―一六
東経　一三五―三七―三五
廃止年月日　平成二十四年三月六日

○海上保安庁告示第九十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大平瀬灯台
位置
所在地　山口県阿武郡阿武町（遠見山三角点の東方約一・二キロメートル）
北緯　三四―三一―二九
東経　一三一―二七―二五
変更した事項
光達距離　一一〇カンデラ
高さ　五・五海里　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一四一メートル
変更年月日　平成二十四年三月六日

名称　越前港新保第二防波堤灯台
位置
所在地　福井県丹生郡越前町（越前港新保第二防波堤外端）
北緯　三五―五六―五七
東経　一三五―五九―〇七
変更した事項
名称　越前港宿新保第二防波堤灯台
位置
所在地　福井県丹生郡越前町（越前港宿新保第二防波堤外端）
北緯　三五―五六―五五
東経　一三五―五九―〇六
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十四年三月六日

官庁報告

公　聴　会

佐久総合病院佐久医療センターヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成24年４月10日

東京航空局長　江口　稔一

１　事案の内容　平成24年国土交通省告示第437号に係る佐久総合病院佐久医療センターヘリポートの設置について

２　日時　平成24年５月10日14時

３　場所　佐久市研修センター　大会議室　長野県佐久市中込2947番地

４　主宰者　国土交通省東京航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

５　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成24年４月20日17時までに必着するよう、郵便番号102―0074　東京都千代田区九段南１丁目１番15号　東京航空局空港部管理課長に提出しなければならない。

６　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日13時30分から佐久市研修センター大会議室で行い、傍聴券を交付する。

記

(1)　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

(2)　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

(3)　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

(4)　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

(5)　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

(6)　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。